## 廃棄物の適正処理とは 何だろう



北海道大学大学院工学研究院 環境創生工学部門 廃棄物処分研究室 **松藤 敏彦** 

政治家の答弁を聞いていると、表現のあいまいさにストレスが溜まる。「〇〇の場合にはどうなのか」と聞かれ、それには答えずに最初と同じ説明をすると、「それは〇〇の場合かどうかによらない」「むしろ条件によらず実施することを強調した」ということらしい。こうした婉曲さとは少し違うが、ある言葉の意味がはっきりしないままに使われていることが、廃棄物の世界でもある。最近強く感じるのは、「適正処理」の意味が間違っているのではないかということである。

問題の根本にあるのは、一廃と産廃の区別である。ごみは、種類(素材)、製品、発生源、有害性、分別などによりさまざまに分類される。産廃は「事業活動に伴って発生する20種の廃棄物」であるので、発生源と種類によって定められている。しかし紙、プラスチック、汚泥などは①「事業活動から発生する一部の種類」に過ぎないし、②業種指定あり(紙くず、動植物残渣など)と指定なし(プラスチック、金属など)がある。このため、次の問題が起こっている。

A(発生側):モノは同じであっても、②の業種 指定のため事業の種類によって、業種指定なしの 場合は事業活動かどうかで、一廃、産廃に分かれる。

B(処理側): Aのため、同じモノの行先が別々の施設になり、施設や処理に一廃と産廃別々の許可が必要となる。

C(差別): 有害性とは無関係なのに産廃のイメージが悪い。補助金は自治体のみに交付され、過剰設備という経済非効率性を招いている。

D:廃棄物と有価物もまた区別があいまいであり、有価物となれば廃棄物処理法の外となる。

A、Dによって一廃と産廃、廃棄物と有価物は扱いが全く異なるが、その基準は「中身の違い」ではない。また、一廃と産廃それぞれに特別管理廃棄物があるため、Bの許可はさらに複雑である。マニフェストの分類が自治体によって、あるいは担当者によって変わることも問題である。

さて、表題とした「適正処理」であるが、昨年の 廃棄物資源循環学会・行政部会で示された事例を 聞いて、「一廃と産廃を厳密に区別し、産廃につ いてはマニフェストで追跡し、自治体においては 分別をきちんと行うこと」を適正処理と呼んでい るのではないか、と感じた。持続可能性とは「環 境に影響を与えない、経済的に合理的である、社会的に受容されている」との定義があるが、これらのことがまったく考えられていない。廃棄物の分類にのみ神経が使われ、廃棄物の下流側である処理処分段階、資源化においては利用段階における「適正さ」が抜け落ちている。

筆者は北海道大学環境保全センター長でもあり、 昨年、新たなごみの分別方法を定めた。中心とな るのは資源化の徹底と、生活系と実験系の区別、 有害物の管理である。これまでのごみ箱には、実 験で使用されたピペット、使い捨て手袋などが弁 当箱と一緒に捨てられていた。実験で使用したも のは廊下のごみ箱には入れず、各自まとめて保管 場所に運ぶこととしたのだが、「実験で使用した プラスチックは産廃に当たるから、焼却ごみに入 れてはいけない、廃プラとすべきである」との指 摘があり、やむを得ずそのように変更した。また 5年ほど前、古いビデオテープを燃やせるごみの 収集に出したら、大きな×シールを貼られてしま った。分解しないプラスチックは埋立より焼却が 望ましいが、当時の分類は燃やせないごみだった。 仕方がないので小分けして、外からわからないよ うにして燃やせるごみに出した。ところが現在の 分類は、燃やせるごみとなっている。

ごみの分別辞典を作成している自治体は、多い。ボールペンのばねは不燃ごみ、そのほかは可燃ごみといった詳細なもので、札幌市の場合はおよそ1000項目からなる。自治体におけるごみ処理において、家庭での分別は大変重要とされ、熱心な市民はきちんと分別することが正しい処理であると信じている(と思われる)。しかし、ボールペンをばねごと焼却して、どれだけ焼却処理に悪影響を及ぼすだろうか。おそらく、分別辞典を作成した人は、その素材が燃えるか燃えないかを考えた

のだろうが、処理や処分のことは頭になかったと 思われる。

筆者が最近もっとも懸念していることは、3R あるいは2Rの重視、逆に言うと処理処分段階の 軽視である。例えば、水俣水銀条約が制定されて、 金属水銀を不溶化処理後に管理型処分場に埋め立 てることになった。水銀を埋め立てるなどとんで もないと発言したが、管理型は「しっかり管理さ れている埋立地」と信じられていることがわかっ た。自治体の施設を調査すると、まともな準好気 性処分場はきわめて少ない。排水が不十分で埋立 地内に常に浸出水が溜まっているところも多い。 また処分場内の環境が将来どう変化するかもわか らない(産廃処分場の調査はこれから行う)。そん な状況が知られておらず、処理処分は常に適正に 行われているかのような認識は、大変危険である。 大きな環境負荷発生は、処理処分段階で起こる。 3Rは、下流側の処理処分のための前提にすぎな い。廃棄物問題は3Rだけでは、決して解決しない。

低炭素化社会、循環型社会の目標のため、さまざまなリサイクル、バイオマス利用などが進められている。しかしそれらが本当に目的に対して適当なのかどうかを確かめぬまま、どんどん新たなごみ処理方法が選択されている。平成27年度から、環境研究総合推進費(環境省)の下で「廃棄物処理システムの持続可能性評価手法と改善戦略の提案」を国立環境研究所大迫政浩氏とともに3年間実施する。その中で、持続可能性を考えた「適正処理」とはどのようなものかをわかりやすく見える形で示し、本当の適正処理が実現されるよう努力したいと考えている。